

議案第5号

高根沢町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

高根沢町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和7年2月28日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

1 概要

人事院勧告を踏まえた関係法律の一部改正に準じ、令和7年度以降の期末手当の支給割合に係る改正をするものです。

2 改正内容

6月と12月に支給する町議会議員の期末手当の支給割合を平準化します。

	6月	12月	合計
改正前（令和6年度）	170/100	175/100	345/100
改正後（令和7年度以降）	172.5/100	172.5/100	345/100

3 施行日

令和7（2025）年4月1日

高根沢町条例第 号

高根沢町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

高根沢町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年高根沢町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。